

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 **地域交流部** 港湾課

法令名	佐賀県港湾管理条例			法令番号	昭和47年法律第36号			
手続名	港湾施設内の行為の許可			根拠条項	条例第16条			
審査基準	<p>1 港湾施設の現状に変更を加える行為（佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例36号）第3条第1項の許可に係る行為として行う場合を除く。）については、次に掲げる事項をすべて満たす場合に許可する。</p> <p>(1) 港湾施設の本来機能、安全性及び効率性を低下させないこと。                  (2) 工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。                  (3) 原状回復の計画が適当であること。                  (4) 周辺の環境を悪化させるおそれがないこと。                  (5) 港湾計画上及び工事に支障が生じないこと。                  (6) 近傍に立地する他の事業者等の活動に支障を与えないこと。                  (7) 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。                  (8) その他公益の確保に著しい障害を生ずるおそれがないこと。</p> <p>2 廃棄物又は公衆衛生上有害と認められる者を係留施設において荷役し、又は野積場において保管する行為については、次に掲げる事項をすべて満たす場合に許可する。</p> <p>(1) 取り扱う数量が、係留施設及び野積場の処理能力を越えないこと。                  (2) 周辺の環境を悪化させないよう、又港湾施設を損傷しないよう、安全かつ適切な荷役及び保管方法により行うこと。                  (3) 荷役及び保管期間が必要最小限であること。                  (4) 搬出計画が適当であること。                  (5) 港湾計画上及び港湾工事に支障が生じないこと。                  (6) 近傍に立地する他の事業者等の活動に支障を与えないこと。                  (7) 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。                  (8) その他公益の確保に著しい障害を生ずるおそれがないこと。</p>							
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間 20日 標準経由期間 日	目次 No.